

鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日を経過する日）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○実績報告書により事業実施が適正であった場合は、額の確定を通知します。

○その後、口座振込により支払います。

○問い合わせ先

【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話：0857-26-7301 電子メール：rinsei-kikaku@pref.tottori.jp

【各地方事務所】

・東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3831

・中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3182

・西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678

・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2021